

遺言公正証書作成の手引き

遺言



相続と終活の相談室

運営：行政書士 オフィスなかいえ

業務時間：平日 8：30～18：00

土曜 8：30～15：00

 0120-47-3307

千葉県印西市中央北一丁目3番地3 CNCビル1階

行政書士 なかいえ 中家 よしひろ 好洋

各位

相続と終活の相談室 運営：行政書士 オフィスなかいえ

行政書士 ^{なかいえ} 中家 ^{よしひろ} 好洋

「行政書士は、頼れる街の法律家」です

遺言は残された相続人の手間をはぶき負担を軽減すると同時に、ご家族の紛争防止に役立ちます。そして、それにより、遺言者本人にも安心した生活や療養をもたらします。

この小冊子は私どもの業務体験などをもとに、一般の方々が遺言公正証書を作成するときの参考資料として作成しました。

民法の改正に合わせた内容の修正と共に、「遺言が必要な場合」等も説明してあります。

どうぞ最後まで読んでいただき、遺言公正証書を作成していただければ幸いです。

目次

第一章 遺言について

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 遺言とは | 2 |
| 2. 「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」 | 3 |
| 3. 遺言は自分には関係ないと思っている | 6 |
| 4. 遺言を書いておくべき人 | 7 |

第二章 遺言作成の手順

- | | |
|---------------|----|
| 5. 遺言作成の基礎 | 10 |
| 6. 遺言作成時の確認事項 | 11 |
| 7. 遺言事項 | 11 |
| 8. 付言事項 | 12 |
| 9. 遺言の取消し | 14 |
| 10. 遺言執行者 | 14 |

第一章 遺言について

民法 960 条 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。
解説)

- ・この法律とは、民法のことです。
- ・「定める方式に従わなければ、これを行うことができない」とは、遺言を書くにはルールがあり、それが守られていなければ、遺言として認めないということです。遺言は遺書とは違います。気持ちが伝わればそれでよいということではありません。そのルールが法律で決められているのです。

1. 遺言とは？

遺言とは被相続人（亡くなった人）が生前に「自分の財産を、誰に、どれだけ残すのか」についての意思表示をするもので、それを書面に残したものが遺言書です。「ゆいごん」「いごん」のどちらの読み方でも使われています。

遺言は大きな効力を持っていて、遺言書さえあれば、遺産（被相続人の財産）を、基本的に遺言書通りに分けることになります。本来であれば相続人でない方へも財産を譲ることができるのです。それだけの効力を持つ遺言ですので、法律に定める方式に従わなければ認められません。

2. 「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」

実質的には、下記の自筆証書遺言と公正証書遺言の2つの遺言で行なわれています。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	自分で記述	公証人が記述
証人	不要	2人必要
家庭裁判所の検認	必要（法務局に預けない場合）	不要
保管場所	自分で管理 （法務局保管も可能）	原本は公証役場
費用	0円 （法務局保管なら3900円）	16000円～ （財産に応じ加算）
メリット	手軽に作成できる 費用がかからない 法務局で預かってもらえる（遺言書保管制度） 法務局で預かってもらう場合、検印は不要	無効になりにくい 紛失のリスクなし 検印が不要 文字を書けなくても作成できる 公証人に自宅や病院に出向いてもらえる

デメリット	無効になりやすい（形式に厳格なルール） 紛失や、死後に相続人が見つからない恐れ 書き換えられたり、隠されたりするリスク	時間と手間がかかる 費用がかかる 証人 2 人が必要
-------	---	--

・自筆証書遺言とは

「自筆証書遺言」とは、遺言者が遺言書本文を自書（自ら書くこと）して作成する遺言書のことです。

財産目録を添付するときは、その目録については自書しなくてもよく、「別紙財産目録 1 に記載の財産を・・・」等と書いて、パソコンなどで作成した財産目録や、預金通帳のコピーでもよいのです。

・遺言書の「検認」とは

遺言書の保管者やこれを発見した相続人は、遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。「検認」とは、家庭裁判所がその遺言書について、変造などを防ぐためにその存在と形式を調査、確認する手続きのことです。

・自筆証書遺言が無効・争いの種になりやすい理由

自筆証書遺言は、その形式が法律によって厳格に定められており、それに反した場合は無効とされています。具体的には、「その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない」（民法 968 条 1 項）と定められており、そのため、本文をパソコンで作成したり、印が押されていないと、その遺言書は無効になってしまいます。

また、自筆証書遺言は、公正証書遺言と異なり、第三者によるチェックが予定されていないので、認知症などで十分な判断能力がないままに作成されてしまうと、遺言の有効性を巡って相続人間で争いになることがあります。

・公正証書遺言とは

「公正証書遺言」とは、公証役場にいる公証人（元裁判官や元検事等、法律の専門家）に作成してもらう遺言書のことです。公証人が関与して作成する遺言書なので、確実性が高い形式だと言えます。

・公正証書遺言を作成する費用

次ページの表の通り、財産の目的の価格に対応する形で定められています。

● 公正証書作成手数料 ●

目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円

●これを超えるときは、超過額5,000万円までごとに、次の金額が加算されます。

3億円まで ……………13,000円
 10億円まで ……………11,000円
 10億円を超えるもの…8,000円

※遺言手数料の場合は
 目的の価額は、相続人又は受遺者1人ごとに計算され、合計価額が1億円までは11,000円加算された金額になります。

正本、謄本の交付手数料は1枚250円です。

売買、請負契約などのような双務契約の目的価格は2倍に計算されます。土地、建物の賃貸借の目的価格は、期間中の賃料総額の2倍です(期間が10年を超えるときは10年として計算します。)

例えば、遺言書に書かれている財産が2000万円であれば、表を見ると「3000万円まで23,000円」なので手数料は23,000円です。

これに、**遺言の加算が11,000円**プラスされ(※遺言印手数料の場合は、目的の価額は、相続人又は受遺者1人ごとに計算され、合計金額が1億円までは、11,000円加算された金額になります。)ます。

これに、正本、謄本の交付手数料が1枚250円で計算されます。

例で見ると、相続人が、配偶者と子2人だとして、相続財産が2,000万円だとし、法定相続分で分けたとすると、配偶者が1,000万円、子が500万×2ですので、配偶者の分が17,000円、子の分が11,000円×2となりますので、合計39,000円になります。

・証人は誰に頼めばいい？

公正証書を作成するときに、作成に立ち会ってくれる証人2人が必要です。証人は特別な資格は必要ありませんが、下記の方は証人になれません。

- ・未成年者
- ・推定相続人
- ・受遺者
- ・推定相続人の配偶者や直系血族
- ・受遺者の配偶者や直系血族

自身で承認を見つけられない場合は、公証役場で紹介してもらうことができます。その場合、多くの公証役場では証人**1人につき10,000円**の費用がかかります。なお、遺言作成を行政書士などの専門家に依頼した場合は、その専門家が証人を担当してくれます。

・遺留分（いりゅうぶん）

被相続人（亡くなった人）の近い関係にある法定相続人に最低限保証される遺産取得分です。子どもや配偶者などの近親者は、被相続人が亡くなったときに財産を相続する権利を持っており、この権利は遺言によっても奪うことは出来ません。

しかし、遺留分は権利であって、黙ってもらえるものではありません。黙っていても何も起きませんし、遺留分は1年で時効を迎えます。

遺留分が欲しいという、意思表示が必要になってきます。その意思表示に決まった方法があるわけではありませんが、一般的には**内容証明郵便**を送付することが多いようです。そうすることで、時効を止めることができるからです。

遺留分の割合ですが、総体的遺留分を計算します。

遺留分は法律によって割合や計算方法が決まっており、基礎財産（相続財産）と**総体的遺留分**（相続財産に占める遺留分全体の割合）を元に、遺留分権利者である法定相続人の個別的な取り分を求める方法で計算されます。

遺留分の基本的な計算式は以下の通りです：

$(\text{相続開始時の財産} + \text{贈与財産の価格} - \text{相続債務}) \times \text{総体的遺留分} \times \text{各権利者の法定相続分割合}$

総体的遺留分は、基礎財産全体に占める遺留分の割合を指し、相続人が直系尊属のみの場合は3分の1、それ以外の場合は2分の1とされています。

遺留分の計算は、相続開始前1年間になされた生前贈与や特別受益なども考慮しながら行われます。具体的な計算方法や遺留分に関連する問題については、行政書士に相談することが重要です。

相続人	総体的遺留分
配偶者のみ	1/2
配偶者と亡くなった人の子ども	1/2
配偶者と亡くなった人の父母	1/2
配偶者と亡くなった人の兄弟姉妹	1/2
子のみ	1/2
父母のみ	1/3
祖父母のみ	1/3
父母と祖父母のみ	1/3
亡くなった人の兄弟姉妹のみ	なし

・遺留分の対象となる財産

全ての財産が対象の財産となるわけではありません。

- ・被相続人の相続財産
- ・相続開始前 1 年以内の贈与財産
- ・特別受益にあたる贈与については相続開始前 10 年間にした当該贈与額
(特別受益 = 親族間の扶養的金銭援助を超える贈与・生計の資本となる贈与)
(生計の資本となる贈与 = 代表例：家業を継ぐ子への事業用資産 (自社株等) の贈与)

・遺留分が侵害された場合の算定方法

	相続分	遺留分
配偶者	1/2	$1/2 \times 1/2 = 1/4$
子	1/2	$1/2 \times 1/2 = 1/4$
		(子が 3 人いれば、3 人で 1/4)

例えば、相続財産が 1000 万円とした場合、

配偶者の遺留分は 250 万円

子の遺留分は 250 万円 (3 人で)

・遺留相続で何がトラブルになるのか？

遺留相続で最もトラブルになりやすいのは **土地** と **家** です。

何故ならば、これらは分割しづらいからです。

一般的な例で考えてみましょう。お母さんが亡くなり (相続人は子ども 2 人)、自宅と預金を残していたとします。その自宅はかなり古くなっており、その割合も関係するのですが、できるなら預貯金を望むでしょう。お母さんは、お父さん (すでに亡くなっている) が買った自宅を長男に、預貯金を次男に配分した遺言書を書いたとします。長男は、もう自分で自宅を購入しており、住むところは必要ありません。遺言書を書いたときは、まだ新しかった自宅も月日が経ち、価格が預貯金よりも下がってきています。売っても大きな価格にはならないかもしれません。そうすると、長男と次男は争いを始める可能性が高いのです。

不動産雄分割に関しては、明確に法律的な基準がないため、相続人間で揉めやすいのです。

そのために、そうしたことのないような遺言書を書くことが必要です。

3. 遺言は自分には関係ないと思っている方へ

相続は自分には関係ないと思っている方が多いのは事実です。例えば、

- ① 「うちには財産などないから」
- ② 「子供たちは仲がいいので、心配いらない」
- ③ 「子どもがいないので、夫の財産は全て私のもになる」

・・・等々、よく聞く話です。

だから、自分の財産で相続争いは起こらないと考えているのでしょう。

でも、本当にそうでしょうか？

- ① 本当に財産は有りませんか？家（またはマンション）はお持ちではないですか？
預貯金は全くないでしょうか？

たとえそれが少なくても、少しでもあれば、それらは全部亡くなった人の財産です。

不動産については、持ち家率でみると、全国平均で61.2%と皆が家を持っているわけではありません。ただ、これは世帯の平均であって、定年を迎えた70歳以上の方の持ち家率は80%を超えています。やはり、持ち家は財産の中心です。

- ② 相続が発生する時期というのは、何故かマイホームを購入してローンに苦しんでいるときが多く、そういう時は、兄弟姉妹のことよりも自分の財布を優先させてしまうものです。だから、今仲がいいと安心していても、いつその関係が崩れるかわかりません。
- ③ 子供のいない夫婦の場合、配偶者の財産は、全部残された方の財産になるとは限りません。後で説明しますが、相続人は誰かという問題です。
親が生きていれば親、兄弟姉妹がいれば兄弟姉妹が相続人に加わります。

コラム・・・相続のトラブル

相続のトラブルで3/4が5000万円以下と言われています。

テレビの影響でしょうか、相続のトラブルは金持ちの家庭で起こるものだという錯覚をお持ちの方が多いのですが、実際は財産の多少にかかわらず、トラブルは発生しています。

どうしても当事者間で冷静に話し合いができない場合、弁護士に相談するのも一つの方法ですが、弁護士は依頼を受けた方の権利を守るため動きますので、一方が弁護士を立てれば、もう一方も弁護士を立てざるを得ません。そうすると、弁護士同士の話し合いや裁判所での争いとなるため、時間と費用がかかり、そして出た結果は、法定相続に近いもので、とんでもなく有利な結果を生むことはありません。

このトラブルは、最初から期待せず動いていけばそんなにめめなかつたものが、変な期待と欲望をもって相続にいとむと家族間に修復のきかない溝ができてしまいます。

4. 遺言書を書いておくべき人

遺言という言葉は広く知られていますが、実際に遺言を書いている人は驚くほど少ないのが現状です。**公正証書遺言を書いた人の数と家庭裁判所で検認を受けた自筆証書遺言の数**を合わせると、普及率は11%前後と思われます。

実際、普通のサラリーマンで今特に家庭で問題がない状態では、遺言書を書く必要性を感じないのでしょう。私がこの仕事を始めてから、何も問題がないように見えた方からの依頼はありませんでした。

では、現状では、どういった方が必要に駆られて依頼されるのでしょうか。

- ・ **遺言自体が相続トラブルになる人（遺留分が原因で揉める）**・・・あなたが思っている財産の配分と、子世代が思っている考え方が大きく違っている
- ・ **生前贈与が原因で揉める人**・・・住宅資金の贈与であったり、業後継者に対する贈与であったり、親が子に良かれと思って送った贈与
- ・ **子どものいない夫婦・おひとり様・一人暮らし**・・・子供のいない夫婦は配偶者が亡くなった場合、その配偶者がどっちかによって、財産の行く先が変わってしまい、それまで対策として行ってきたものがすべて無効になる可能性があります。
- ・ **要介護状態の人がいる家庭**・・・長男の嫁は相続人ではありません。いくら長男の親に尽くしたとしても、相続権はありません
- ・ **前妻の子と後妻、離婚・再婚した人**・・・遺言がなければ前妻との子も今の子も同列に扱われます（たとえ何年も会ってなくても）
- ・ **分割できない不動産を持つ人**・・・不動産は、相続の時に均等に分割するのが容易ではありません
- ・ **アパート・マンションの家賃収入とローンがある人**・・・家賃収入はそれを相続する人が当然に承継するわけではありません
- ・ **中小企業の自社株と貸付金のある人**・・・自社株をいつ後継者に譲るかは考えなければなりません

一見特別な例ばかりのように見えますが、実際にはどこの家庭でも経験されるようなものばかりです。

遺言を「自分には関係ない」と特別視しないで、今あなたが亡くなったら、残された相続人がどういう行動に出るか？を考え、それに対処しましょう。

● **勘違いされている方（普通のサラリーマンで、今特に家庭で問題がないと思っている方）**

こういうふうに思っている方がいるのではないのでしょうか。

例） 家族構成は、夫婦 2 人と子供 2 人です。

旦那様は「私が亡くなったら、財産の半分を妻に、残りを子どもたちで分けてくれればいいです（法定相続分）」と。

実際、遺言書がなければ法定相続が一般的です。

財産の多少にもよりますが、例えば、不動産を 1000 万円、預貯金を 1000 万円もっていたとします。これを法定相続で分けた場合どうなるでしょう。奥様は今住んで知る自宅に住み続けるしかないでしょう。そうすると不動産の 1000 万円を取るでしょう。

子どもたちは、残りの預貯金を分けるとします。

そうすると、住む場所を相続した奥様の生活費はどうなるのでしょうか。

それに気が付いた子供たちは、基本的に相続放棄を選択するか、自分たちが不動産を相続して、それを母親に貸すかもしれません。しかし、それを希望的観測であって、確定されたものではありません。その時の子どもたちの財産状態でそうならないかもしれません。

旦那様としては奥様の生活を確定させたいのです。だからこそ遺言なのです。

旦那様が今生きているうちに、財産の行く先を決めることができるのです。法定相続ではなく、旦那様と家庭を築いてきた奥様の生活を守るために、遺言書で「財産を〇〇（奥様）に全て相続させる」と書くことをお勧めいたします。遺留分がありますから、それに反発

した子供が遺留分請求をするかもしれませんが、上記の場合、遺留分を請求されても、奥様は最低でも**自宅と500万円**を手にするでしょう。
子どもたちは、奥様が亡くなったときに、遺った財産を半分ずつすればよいのではないのでしょうか。

上記の問題に関しては、これ以外に2つの方法があります。

配偶者居住権

2020年4月1日施行された**配偶者居住権**です。

配偶者居住権とは、亡くなった人が所有していた建物に、亡くなった人の配偶者が住み続けられる権利です。

亡くなった人が所有していた物件に、配偶者が相続開始の時点で居住していた場合、遺産分割協議や遺言によって取得することができます。登記が義務付けられますが、原則として終身の権利です。

上記の場合、配偶者は、配偶者居住権と預貯金1000万円を相続すればよいのです。子どもたちは、負担付き所有権1000万円を相続します。

これにより、配偶者は住む場所と、生活費を手に入れることができるのです。

この制度は、遺産分割協議でもできますが、慣れてない専門家だと、それを見落とす可能性が高いのではないのでしょうか。

婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住不動産の贈与等に関する優遇措置

2019年7月1日施行された優遇措置です。

それまでは、贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱っていたため、何もメリットはなかったのですが、この優遇措置により、原則として遺産の先渡しを受けたものと取扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得できるようになりました。

上の例では、生前に不動産1000万円（最高2000万円）を配偶者に贈与して、相続財産は1000万円の預貯金を相続人で分けることとなります。

この措置は遺言や遺贈ではできないため、今行う必要があります。

今注目されている終活として、ぜひお勧めする優遇処置です。

旦那様（残念ながら旦那様の方が財産を多く持っている傾向です）は自分が亡くなった後、奥様の生活を守らなければなりません。

子に財産を遺そうと考える前に配偶者の生活を確保しなければなりません。

最初に確保しなければならないのが、生活する場所です。

その後、生活費です。

この優遇処置を利用して、贈与できれば、奥様の終活は半分終わったようなもので

第二章 遺言作成の手順

5. 遺言作成の基礎

遺言書と似たものに、「エンディングノート」というものがあります。市町村の高齢者福祉課等が作成して、地域包括支援センターが配ったりしています。自分の人生の集大成の時期に悔いを残さないための準備でもあり、ご家族等の遺された方が対応を迷って困らないように、あらかじめ自分の希望を書いておくノートです。重い病気にかかり意思疎通が困難になったときの対処法を記載することも含みます。



遺言ではないので、ご家族等への公表が原則です。

また、エンディングノートに書く内容は、あくまでも希望ですので、法的効果は発生しません。

それに対し、**遺言は法的効果**を持ち、一定の方式に従って書く必要があります。

一般の方がご自身で作成するには注意が必要です。

遺言書を自分たちだけで作成するのは危険です。

遺言書は法的効果を持つため、一定の方式に従って書かなければなりません。

遺言書の内容如何により、遺産の権利がどこに属するかで、多くの人に影響を与えてしまいます。

遺言書を書く時点で、家族に争いがない場合、一家の家長であるお父さんが「こういうふうに分けたいが、意見はあるか？」と切り出せば、大方問題はないと思います。

しかし、日本の社会において、遺言を書くという行為は、大抵の場合、何か問題があるのかもしれない。

それなので、ただ何となく書いてみたでは、次のような危険があるのです。

法的に無効な遺言書になってしまう

絶対にあってはならないのが、これです。

遺言書は、不動産の名義変更や預貯金の解約手続きなど相続手続きの際に使う書類でもあります。相続させたい財産の、特定の分け方が不十分で、どの財産かわからない場合は、相続手続きに使えない可能性があります。

遺言がトラブルの原因になってしまう

遺留分を無視したものや、付言事項でその理由の記載内容がないものがそれにあてはまります。遺言書は本人の最終の意思表示です。

ですから、遺留分を無視したものでも構いません。後で、遺留分侵害額請求をされても構わないのであれば、それはそれでいいと思います。しかし、それを書いた理由を、付言事項で書いていけば、相続人も納得するかもしれません。付言事項は、遺言事項ではないので（遺言書に書かれていますが、法的効力がない記載）、相続人へのメッセージとして伝わることでしょう。

もし、法定相続でない遺言を書くなら、付言事項をきっちりと書くことをお勧めいたします。

ただし、付言事項は法的効力を持たないので、争いが起こることも十分理解しておいてください。

6. 遺言書作成時の確認事項

公正役場において、本人確認として使うのが、

印鑑証明書と実印（印鑑証明書は3ヶ月以内のもの）

運転免許証と認印

マイナンバーカードと認印（通知カードではありません）

住民基本台帳カード（写真付き）と認印

パスポート、身体障害者手帳又は在留カードと認印

等です。

遺言書作成で、本人が病院や施設にいて、家族から遺言書を依頼される場合があります。行ってみると認知症等で判断能力がない場合が多く見受けられます。おかれている状況からすると、子世代は遺言書を書いてほしいという気持ちはわかりますが、ほとんどの場合もう少し早く動いていけばという状態です。

7. 遺言事項

遺言は、**遺言事項（遺言できると法律に限定列挙されていること）**についてしたものだけ、法定効力が認められます。

具体的に言うと、遺言事項は、

①認知（民781②）

②遺贈（民964）

- ③配偶者居住権を遺贈した場合の存続期間の定め（民 1030）
- ④未成年者の後見人指定（民 839）
- ⑤未成年者の後見監督人指定（民 848）
- ⑥相続人廃除と廃除の取消し（民 893・894②）
- ⑦相続分の指定や指定の委託（民 902）
- ⑧遺産分割方法の指定や指定の委託（民 908）
- ⑨遺産分割の禁止（民 908）
- ⑩相続人の担保責任（民 914）
- ⑪遺言執行者の指定、指定の委託（民 1006）
- ⑫祭祀主宰者の指定（民 897①）
- ⑬持戻免除（民 903③）
- ⑭信託設定（信託 3 二）
- ⑮保険金受取人の変更（保険 44）
- ⑯一般財団法人の設立（一般法人 152②）
- ⑰相続欠格（民 891）

と法律上難しいことを書いていますが、一般的には、財産の分け方を中心に、遺言書に上記のものを書いて、法律上効力を及ぼす項目です。

上記以外のことを書いても、遺言書として**効力はありません**。

遺言事項ではないことを遺言書に書いても、法的効力がないだけで、それを書いてはいけないというものではありません。

このような法的効力のない記載は「**付言事項**」と呼ばれています。

8. 付言事項

「**遺言事項**」でないことを遺言書に書いても、法的効力がないだけで、それを書いてはいけないというわけではありません。

このような法的効力のない記載を「**付言事項**」と呼んでいます。

付言事項は、遺言としての法的効力はありませんが、残された者へのメッセージとしての意味はあり、その記載内容が相続人等に伝わり、それが相続人等の行動に影響を及ぼせば、事実上の効果をもたらすこととなりますので、意味がないわけではありません。

遺言書は、相続紛争の予防を目的に作成するのですから、法的効力を期待するのが本来ですが、法的効力のない付言事項が相続人等に一定の効果を及ぼして、紛争の予防ができるならば、遺言書に付言事項を書くことは意味があります。

付言事項を書く場所

付言事項を遺言書のどこに書くかについては決まりがあるわけではなく、遺言事項を記載した後に、【付言】として記載することが一般的です。

これは、法的効果のある遺言事項と区別して、「法的効力のないができればそうしてほしい項目」として明確にわかることを意味しています。

このように、遺言事項と付言事項を明確に分けておくことで、遺言者にとっても、どこまで法的効力が及ぶのかを意識することができ、相続人にとっても、法的効力の有無を誤解して無駄な紛争に及ばないようにする効果があります。

また、本文の中に付言事項が混ざった場合、その条項が無効となるだけでなく、遺言全体に悪影響を与える恐れがありますので、付言事項と遺言本文は明確に区別して書く方がよいのです。

付言の内容

付言の記載内容については、制限はなく、何を書いてもかまいません。

ただ、遺言の遺言事項に続けて記載しますので、遺言事項に対する理由や説明が多くなります。

相続人の気持ちに働きかけて、相続紛争を予防し、遺言者の意思を円満に実現しようとするものですから、その目的にかなったことを書くべきです。

つまり、相続人の納得がいくようにする内容や書き方でなければ意味がありません。

相続人が読んで、「よく考えて記載したことだから、仕方ないな」、「ことを荒たてずに、ここは我慢したほうがいいな」などと感じて、その付言に従おうという気持ちになるような内容にすべきです。

ただし、具体的にどのような書き方が適切かは、遺言者と相続人の関係、相続人の性格、相続人の経済状態等々により変わりますので、それをよく考えて書くようになります。

付言を書く際の注意

① 遺言条項に条件を付けたのではないかと誤解されるようなことは避けるべき。

付言はあくまでも法的強制力がないものとして書かれるので、付言「長男は長女に対して経済的にサポートしてください。サポートしないなら、法定相続分の通りにするつもりです」という内容。遺言に解除条件を付けたようにも見え、争いが生じる原因になります。付言としてかくなら、あくまでも希望であることを認識して、誤解がないように書くべきです。

② 相続人に対する感情的な非難、人格攻撃はしない。

遺言は、すべての相続人が読むこととなります。したがって、遺言にあまりにも感情的な記載をすると、当該相続人を大勢の人の前で非難したことになり、反発を招いて、紛争を深刻化させる恐れがあります。

③ 遺言は生前のことは書かない

遺言書は、生前に開示すると書換え等が起こる可能性が出てくるので、一般的には死後に開示されるものです。

従って、自分の「尊厳死宣言」や「臓器移植」については、生前の問題であって、これを遺言書に書くと、生前に開示する必要が生じ、遺言の内容まで開示されてしまうので、エンディングノート等を書くべきです。

また、葬儀等に関しても、同様です。

9. 遺言書の取消し

一度書いた遺言は、書いたとき同様、本人の意思に従って、いつでも取り消し、訂正ができます。ただし、公証役場に預けている遺言の原本や、法務局に預けている遺言の原本は、手元にある控え等を訂正しても、取り消したことにはなりません。

また、遺言書がいくつかある場合、日付の一番若い日のものを優先いたします。

10. 遺言執行者

「遺言執行者」・・・聞きなれない言葉だと思います。

遺言執行者は、故人の遺言書の内容に従い、故人の意思を実現する役目を担います。

一般的に、被相続人（遺言者）のご逝去により相続が開始されます。遺言書がなければ、法定相続分に従い遺産分割の協議が行われます。遺言書があれば、遺言内容に従い財産を受け継がれます。この財産の引き渡しを行うのが、遺言執行者です。

贈与をおこなっていたり、不動産をいくつかお持ちであったり、銀行預金や国債、証券をお持ちであるならば、それらを相続人に財産をスムーズに引きつぐことは大変な苦勞をすることでしょう。ましては、一般の方がそれを行うのは、非常に困難を伴います。

遺言執行者は、多くの場合、遺言書の中で指定されます。

遺言書を書く場合、公正役場では、遺言執行者は普通に付けておられます。その遺言が争われない可能性が高いからです。

それと、相続人が元気であれば自分で相続手続きをできるかもしれませんが、しかし、相続人が相続の手続きを行うのは、今の元気な状態ではないということです。銀行や証券会社での相続手続きが、その時にできるでしょうか？不動産の名義変更ができるでしょうか。

そのために、遺言執行者を指定すれば、遺言者にとっても、相続人にとっても安心できるのではないのでしょうか。

遺言執行者が必要な遺言事項

遺言執行者によってのみ執行される遺言事項は、身分上に関する遺言事項のうちの認知と、相続に関する遺言事項のうち推定相続人の廃除・取消です。

遺言執行者が任意的な遺言事項

遺言執行者がいるときは遺言執行者により、いないときは相続人によって執行される任意的な遺言事項は、次のものになります。

- ① 相続に関する遺言事項のうち、法定相続分を超える相続分の指定及び特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言。
- ② 相続財産の処分に関する遺言事項のうち遺贈、財団法人設立のための寄付行為、信託の設定。
- ③ 祖先の祭祀主宰者の指定、生命保険金の指定、変更です。

遺言により遺言執行者の指定があれば、もちろんその遺言執行者によってのみ執行されますが、遺言執行者の指定がない場合は（指定された者が辞退したときも含む）、相続人の共同行為によって執行することになります。

上記相続人が執行できる場合でも、更に相続人その他利害関係人の請求により、家庭裁判所から遺言執行者が選任された時は、相続人らは遺言を執行する権限を失い、以降は家庭裁判所から選任された遺言執行者によってのみ執行が行われます。

遺言執行者が不要な遺言事項

上記以外の遺言事項は、執行行為の入る余地がないので、遺言執行者は特に必要性はないかと思われます。

しかし、それは法律的なことであり、今、遺言事項を実現できても、遺言を執行する段階で、相続人が預貯金の移し替え等ができるとは限りません。

遺言執行者を付けることをお勧めいたします。